

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年5月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第18号

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則

京都市家庭動物相談所規則の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「届出」を「登録，特定動物の飼養又は保管の許可」に改める。

附 則

この規則は，平成18年6月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)